

令和3年度神栖市職員採用試験案内
(第4回：令和4年4月1日採用予定)

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職 種	採用予定人員	勤務場所及び職務
事 務 (短大卒・高校卒程度)	3名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に一般行政事務に従事します。
事 務 (障がい者：高校卒程度)	2名程度	
事 務 (社会人経験)	2名程度	
情報技術 (社会人経験)	1名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に情報系システムに関する企画・設計，保守管理等に従事し，一部一般行政事務も行います。
管理栄養士	1名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に栄養指導業務に従事し，一部一般行政事務も行います。
幼稚園教諭・保育士	2名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等としての業務に従事し，一部一般行政事務も行います。
任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	6名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等としての業務に従事し，一部一般行政事務も行います。 ・任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）とし，勤務成績等を考慮して更新する場合があります（任期開始日から起算して最長で3年まで）。 ・実施する事業等の状況で，土・日曜日，祝日勤務や時間外勤務もあります。

2 受験資格 (1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない人

(1) 資格

事務 (短大卒・高校卒程度)	平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による短期大学若しくは高等学校を卒業した人、または令和4年3月31日までに卒業見込みの人。 ただし、以下に該当する人は、今回の採用試験を受験できません。 ・学校教育法による大学を卒業した人、または令和4年3月31日までに卒業見込みの人 ・令和3年度第2回神栖市採用試験を受験した人
事務 (障がい者：高校卒程度)	次の(1)から(4)までのすべてを満たす人 (1) 平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による短期大学若しくは高等学校を卒業した人、または令和4年3月31日までに卒業見込みの人。 (2) 次のアからエに掲げる手帳等のいずれかの交付を受けていること ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳（1級から6級） イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳（1級から3級） ウ 都道府県若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳 エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (3) 通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人 (4) 活字印刷文による出題に対応できる人 ただし、以下に該当する人は、今回の採用試験を受験できません。 ・学校教育法による大学を卒業した人、または令和4年3月31日までに卒業見込みの人 ・令和3年度第2回神栖市採用試験を受験した人

事務 (社会人経験)	昭和37年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業し、令和3年7月1日現在で、官公庁、民間企業等での職務経験（社会人経験）を直近10年（平成23年7月1日から令和3年6月30日まで）中に2年以上有する人。 ※「官公庁、民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり25時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、育児休業・介護休業や病気休暇等により、連続して勤務しなかった期間が1か月以上ある場合、当該勤務しなかった期間を除きます。 ※職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。 ※正規・非正規などの雇用形態は問いません。
情報技術 (社会人経験)	昭和37年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業し、令和3年7月1日現在で、官公庁、民間企業等での情報系システムの職務経験（社会人経験）を直近10年（平成23年7月1日から令和3年6月30日まで）中に3年以上有している人
管理栄養士	平成3年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有する人、または令和4年3月31日までに取得見込みの人
幼稚園教諭・保育士	平成3年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する人、または令和4年3月31日までに取得見込みの人
任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する人、または令和4年3月31日までに取得見込みの人

（2） 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法

試験は第1次試験，最終試験及び資格調査とし，最終試験は第1次試験の合格者に対して行います。

なお，内容（解答方法など）についてのお問い合わせにはお答えできません。

(1) 第1次試験

職種区分	試験区分	方 法
事 務 (短大卒・高校卒程度)	教養試験（作文を含む）	（筆記試験）問題の目安 高校卒業程度以上 公務員として必要な一般知識，知能について高等学校で履修（時事，社会・人文，自然，文章理解（英語を含む。），判断・数的推理，資料解釈）した程度の問題について，択一式による筆記試験を行います。
事 務 (障がい者：高校卒程度)		（作文試験） 作文は主として一般常識・文章表現力等について試験を行います。
事 務 (社会人経験)		社会人として，職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力についての試験を行います。 （作文試験） 作文は主として文章表現力等について試験を行います。
情報技術 (社会人経験)	教養試験（作文を含む）	（筆記試験）問題の目安 高校卒業程度以上 公務員として必要な一般知識，知能について，時事，社会・人文，文章理解（英語を含む。），判断・数的推理，資料解釈の問題（古文，哲学，文学，芸術等，国語の出題なし。）について，択一式による筆記試験を行います。 （作文試験） 作文は主として一般常識・文章表現力等について試験を行います。
管理栄養士		
幼稚園教諭・保育士		
任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	作文試験	（作文試験） 作文は主として文章表現力等について試験を行います。

※第1次試験の選考は教養試験のみで行い，小論文・作文試験の結果については最終試験に評価配分します（「任期付職員（幼稚園教諭・保育士）」を除く）。

※全ての職種の受験者は，第1次試験終了後，性格特性検査または職務適応性検査（20分程度）を実施します。
この検査の結果については，最終試験における選考の参考とします。

(2) 最終試験（試験内容は、変更になる場合があります。）

職種区分	区分	方 法
事 務 (社会人経験)	プレゼンテーション 試験	一定のテーマで、資料作成、プレゼン能力について評定を行います。試験内容の詳細は、第1次試験合格者に通知します。 ※試験内容は、変更になる場合があります。
	面接試験	個別面接により主として人物について評定を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについて、検査を行います。
事務（社会人経験）を除く職種	面接試験	個別面接により主として人物について評定を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについて、検査を行います。

(3) 資格調査 受験資格の有無等について調査します。

4 試験日時及び試験会場

区 分	試験日時	試 験 会 場
第1次試験 (全職種共通)	令和3年9月19日(日) ・受付開始 午前 9時 ・説明開始 午前 9時40分 ・試験開始 午前10時	神 栖 市 役 所 分 庁 舎 (神栖市溝口4991番地5)
最終試験 (「事務(社会人経験)」を除く職種)	令和3年10月16日(土)・ 17日(日)	
最終試験 (「事務(社会人経験)」)	令和3年10月23日(土)・ 24日(日)	

※受験申込者数等により、試験会場等を変更する場合があります。試験会場等を変更する場合は、改めて神栖市ホームページでお知らせします。

※最終試験の試験日程及び試験内容は変更する場合があります。詳細については、第1次試験の合格者に改めて通知します。

5 試験の棄権

- ・受験申込者が各試験を受けなかった場合、試験を棄権したものとして取り扱います。
- ・第1次試験の受付は、試験開始時刻から30分を経過した時点で終了します。受付終了時刻を過ぎると、試験申込者は試験を受けることができず、試験を棄権したものとして取り扱います。

6 合格者の発表予定時期

区 分	期 日	方 法
第1次試験合格発表	10月上旬頃	市役所前の掲示板及び市ホームページに合格者の受験番号を掲示公開するほか、全員に合否の結果を通知します。
最終試験合格者発表	11月上旬頃	

7 合格から採用までの経路

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿（有効期間1年間）に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和4年4月1日以降になります。

ただし、合格者が以下のいずれかに該当する場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

- ・資格の取得見込みで受験し合格した者が、「2 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合
- ・特定の職務経験を有することを条件とする職種に受験し合格した者が、「2 受験資格」で規定された職務経験を有する事実を所定の期間内に証明できなかった場合

なお、採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和4年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

8 試験結果の開示について

- ・試験結果の開示は、受験者本人からの請求があった場合にのみ行います。希望する場合には、本人が神栖市役所職員課へ直接お問い合わせください（電話、はがき、メール等または代理者による開示の請求はできません）。
- ・試験結果の開示は、開示請求者である受験者本人に対してのみ行います。
- ・下表の「開示する内容」以外で試験結果に関することについては、一切お答えできません。

試験	請求ができる人	開示する内容	開示の期間	開示の場所
第1次試験	不合格者	・受験者数 ・合格者数 ・請求者の総合得点 及び順位	合格発表の日から2週間 （土曜日・日曜日及び祝日は開 庁日のため開示できません。）	神栖市役所 職員課
第2次試験	不合格者			
最終試験	受 験 者			

9 給 与

給与は、神栖市職員の給与に関する条例，規則に基づき支給されますが，例えば学校卒業直後に採用された場合は，次のとおりです。

学 歴	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒
給料月額等 (基本給)	1 5 4 , 9 0 0 円	1 6 5 , 9 0 0 円	1 8 8 , 7 0 0 円

このほか，**地域手当（6％）**，**期末手当**，**勤勉手当**が支給されます。また該当者には，扶養手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当等が支給されます。

※初任給の決定については，職種により異なりますが，学歴，職歴を加味する場合があります。

※上記の内容は，令和3年4月現在のもので，今後の給与改定等により，額が変動する場合や支給される手当が変更になる場合があります。

10 受験手続き及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書一式は，神栖市ホームページからダウンロードするか，神栖市役所職員課で配付しています。また，郵便でも請求できます。

(郵便で請求する場合)

- ・封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし，次のことを記載した書面を必ず同封してください。
 - ア 受験を希望する職種名
 - イ 氏名，返信先，連絡先（電話番号）
- ・ **140円分の切手を必ず同封**してください。

(2) 申込受付期間

令和3年7月15日（木）～令和3年8月13日（金） 午前8時30分から午後5時まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除きます)

(3) 提出書類等

- ・申込書 1部（所定の申込書を使用し，最近3か月以内に撮影した上半身，脱帽，正面向き縦4cm，横3cmの写真を2枚必ず貼付してください。**写真の貼付がないものは受付できません。**）
- ・エントリーシート 1部
- ・「管理栄養士」または「幼稚園教諭・保育士」（任期付の職種を含む）の受験申込みを希望する場合，以下を提出
 - ア 必要とする資格免許の写し（受験申込時点で取得見込みの場合を除く）
 - イ 補助票
- ・「情報技術（社会人経験）」の受験申込みの場合，職務経歴票
- ・「事務（障がい者：高校卒程度）」の受験を希望する人は，「2 受験資格」の項目中「事務（障がい者：高校卒程度）」欄（2）ア～エのうち自身が該当する手帳等の写し

※提出物は，ボールペン又は万年筆を用い，必ず自筆で記入してください。**消せるボールペンは使用しないで下さい。**

※神栖市ホームページからダウンロードした申込書等を使用する場合、申込書は両面印刷で作成してください。

※指定された提出書類に不備がある場合は受付できません。

※提出し、受付された書類は返却いたしません。

※受験料は必要ありません。

(4) 申込書の提出方法

申込書は、神栖市役所本庁：職員課へ持参していただくか、郵送によりお申し込みください。インターネットや電子メールによる申込みはできません。

なお、複数の職種を併願受験することはできません。

(郵便で提出する場合)

- ・封筒の表に「受験申込」と朱書きし、「簡易書留」等確実な方法でお送りください。
- ・申込者に受験票を郵送するため、返信用の封筒（４０４円分の切手を貼付し、住所・氏名を明記した長３封筒）を同封してください。
※４０４円分の切手には、簡易書留の料金を含んでいます。
- ・郵送による申込書類は、８月１３日午後５時までに神栖市役所職員課へ到着（必着）したもの
に限り受付し、申込受付期間を過ぎてから到着したものは、返送します。

申込書の請求及び送付先

〒314-0192 茨城県神栖市溝口４９９１番地５
神栖市総務部職員課 宛

(5) 申込書類の受付後の流れ

- ・申込みを受理した受験申込者には、受験票を交付します。試験当日、受験票を忘れずに持参し、試験会場で受付をしてください。
- ・「１１ 採用試験の内容に変更が生じた場合」をご確認いただき、採用試験受験者用メールアドレスに必ずメールをお送りください。

(6) 問合せ先

(電話の場合)

次のいずれかの電話番号へおかけください。

- ・祝日を除く月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時１５分まで
０２９９－９０－１１２７（神栖市総務部職員課）
- ・各試験日の前日及び当日
０２９９－９０－１１１１（神栖市役所代表番号）

(メールの場合)

以下のメールアドレスまでご連絡ください（件名に、受験番号及び氏名を明記すること）
saiyou@city.kamis. ibaraki. jp

※各試験日の前日及び当日は、電話にてご連絡ください。

※神栖市職員採用試験は、神栖市民の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれる方は、必ず受験されるようお願いいたします。体調不良その他のやむを得ない事情により試験を棄権する場合は、その旨を上記の問合せ先まで必ずご連絡ください。

11 採用試験の内容に変更が生じた場合

今後、情勢の変化により採用試験が変更（中止、延期または場所や時間の変更等）される場合は、神栖市ホームページで告知いたしますので、随時ご確認ください。

また、採用試験の変更についてホームページで告知をした旨を受験申込者に個別にご連絡しますので、令和3年8月31日（火）までに、以下の「採用試験受験者用メールアドレス」に、受験番号、氏名を入力の上、必ずメールを送付してください（メールタイトルは、「（受験番号）R3年度第4回神栖市職員採用試験」とし、申込者自身のメールアドレスを明記してください）。

採用試験受験者用メールアドレス saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp

※受信拒否の設定をしている場合は、上記メールアドレスからのメールを受信できるよう設定してください。

※採用試験受験者用メールアドレスは、受験申込に利用することはできません（受験申込は郵送又は持参されたもののみを受け付けます）。また、採用試験受験者以外の方のお問い合わせにはお答えすることができませんので、ご了承ください。